

2025年9月22日

〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人京都橘学園
法 人 代 表 者	片山 傳生
担 当 部 署	総務部ガバナンス事務室
お 問 合 せ 先	075-571-1111

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「限定付遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「限定付遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「限定付遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「限定付遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「限定付遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「限定付遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

1. 担当部署による遵守状況報告書の作成（実施項目の確認）
2. 監事による遵守状況報告書の確認
3. 法人事務局会議、理事会等会議での遵守状況報告書の確認
4. 私大連盟への報告、ステークホルダーへの公表

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「限定付遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則1－1のとおり、建学の精神および教学理念に基づき、中期計画を策定し、社会に教育研究目的を明示している。 遵守原則1－2においては、自主性、独立性を確保し、自律的に学校法人を運営しているが、法令等の遵守に係る基本方針・行動基準が定められていないため、限定的遵守とした。

遵守原則1－1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」
遵守原則の遵守状況に係る説明	コードの記載通りの方策によって遵守している 中期計画について、学内の基幹会議及び評議員会の諮問を経て、理事会において最終決定している。「京都橘学園 第3次マスタープランについて」の公表を通じて明確化し、理解の獲得を行っている。マスタープランの内容については、学内での会議などを通じて、教職員に周知し、事業計画策定時に到達度の確認を行っている。 これらの取組により、遵守原則1－1を遵守している。

遵守原則 1－2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「限定付遵守」 達成できていない重点事項があり、かつ遵守原則の目的の達成も限定的になっている
遵守原則の遵守状況に係る説明	「内部統制システム整備の基本方針」、「学校法人京都橘学園寄附行為」、「学校法人京都橘学園寄附行為細則」、「学校法人京都橘学園理事会運営規則」および「学校法人京都橘学園監事監査規程」等に基づき、執行と監視、監督の役割を明確にし、それぞれが有効的に機能している。 また、理事、評議員及び監事の定数・構成を工夫し、議案資料を事前配布し、十分な審議時間を確保することにより、建設的な協働や相互牽制が有効に機能するよう仕組みを構築している。 しかしながら、法令等の遵守に係る基本方針・行動基準が定められていないため、遵守原則 1－2 は限定的遵守となる。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則 2－1 及び 2－2 のとおり、多様な人材を育成し、教育研究活動とその成果を通じ、社会や地域に貢献し、公共性を確保している。

遵守原則 2－1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	中長期計画を策定する「マスタートプラン委員会」を設置し、2023年度に開始した第3次マスタートプラン（中期事業計画）を学内外に発信し、学園の理念や実績を引き継ぎつつ、「学びで世界を変える」を合言葉に、これからの時代を生きる人々の可能性を広げるとともに、よりよい社会の実現へ寄与する人材育成に取り組んでいる。 中期的な戦略目標は、情報教育研究及び遠隔教育の充実、医工連携強化、教育創造の3つを掲げている。目標を達成するために、財務計画を提示し、具体的な実行項目を策定し、推進支援及び定期的な進捗状況の点検などを行っている。 加えて、内部質保証推進委員会において、自己点検・評価に基づき、教育研究活動等の改善・充実を継続的に行う「内部質保証」を構築することによって、教育研究の質の保証および向上を推進している。これらの取組により、遵守原則 2－1 を遵守している。

遵守原則 2－2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	社会連携や地域連携を推進する事務組織及びセンターを設置し、公開講座やリカレント教育等の生涯教育を実施している。 その他、教育、研究、産学公地域連携活動に対し、広く京都の各界から評価、助言を得、もってその改善に生かすことを目的に京都橘大学産学公連携懇話会を設置し、政策に反映している。さらに、地方公共団体、事業所及び大学等と協定を締結し、地域課題の解決に向けた教育研究に取り組んでいる。 学内の様々な自主的な取組を全学的な取組として展開をし、域連携活動を行う学生団体を組織し、その活動の支援及び指導を行っている。これらの取組により、遵守原則 2－2 を遵守している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「限定付遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則 3－1 および 3－3 について、社会からの理解と信頼を得るため、ガバナンス強化に取り組み、教育研究活動・経営について情報を積極的に公開し、信頼性・透明性を確保している。 一方、遵守原則 3－2 については、「公益通報者保護および運用管理規程」を定めているが、外部通報窓口が未設置であるため、限定的遵守とした。

遵守原則 3－1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	「学校法人京都橘学園寄附行為」及び「学校法人京都橘学園監事監査規程」に基づき、常勤監事を含む監事3人が、監事の職務を遂行している。 監事会を定期的を開催し、情報共有と意思疎通を行い、会計監査人及び内部監査室とも定期的に意見交換を行っている。 監事は、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を監事推薦委員会で推薦し、監事の過半数の同意を得て評議員会の決議によって選任している。 これらの取組により、遵守原則3－1を遵守している。

遵守原則 3－2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「限定付遵守」 達成できていない重点事項があり、かつ遵守原則の目的の達成も限定的になっている
遵守原則の遵守状況に係る説明	「学校法人京都橘学園寄附行為」に理事、監事及び評議員の選任の手続を定めている。学長の選考手続きは「京都橘大学学長選考規程」に定め、理事に選任されている学長は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき大学の教学を総括する常務理事となっており、解任の手続きは寄附行為による。 「京都橘学園内部統制システム整備の基本方針」に基づき、コンプライアンス規程、法令遵守マニュアル及び危機管理マニュアル等を整備中である。 「公益通報者保護および運用管理規程」を定め、公益通報の適切かつ有効な実施を目指しているが、外部通報窓口の設置が課題である。 監事監査、会計監査人監査、内部監査の監査と三者の連携により、業務の運用状況の適正、会計基準への適合などのモニタリングを徹底している。 これらの取組により、遵守原則 3－2 は限定的遵守となる。

遵守原則 3－3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	「学校法人京都橘学園情報公開規程」において、情報公開をする事項を定め、ホームページ等を通じ積極的に情報公開し、本法人の運営や教育研究等の諸事業の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自立的な運営と教育研究の質向上に資している。その他、ファクトブックやSNSなどを通じても積極的な情報発信を実施している。これらの取組により、遵守原則 3－3 を遵守している。

基本原則「4．継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「限定付遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	遵守原則 4－1のとおり、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行い、教育研究活動の継続性を確保している。 一方、遵守原則 4－2 について、リスク管理に関する規程が未制定のため、限定的遵守とした。

遵守原則 4－1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事、評議員は学外から多く選出し、評議員会は多様な構成としている。理事会、評議員会の開催前には、資料を送付し、議題によっては外部理事、監事、評議員に説明を行い、十分な審議ができるようにしている。 理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、職務理解や知識の向上に努めている。マスタープラン経営・財務報告会の開催や様々な会議資料および規程等をオンラインで確認できるシステムを構築し、教職員の大学運営への参画意識が高まる環境整備を行っている。 ダイバーシティ推進課を設置し、全ての人の人権を尊重し、その一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できるよう推進している。 これらの取組により、遵守原則 4－1 を遵守している。

遵守原則 4－2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「限定付遵守」 達成できていない重点事項があり、かつ遵守原則の目的の達成も限定的になっている
遵守原則の遵守状況に係る説明	財務状況、経営状況、事業計画及び事業報告について、監事及び会計監査人の監査結果とともに、明瞭にわかりやすく社会に公開している。 「学校法人京都橘学園資産運用規程」及び「学校法人京都橘学園資産運用管理基準」に基づき、効率的な資産運用および適正な運用管理に努めている。 寄付金募集事業を推進する財務室を設置し、目的別の寄付を募っている。 これらの取組により、重点事項 4－2－1 及び 4－2－3 の重点事項と同様の方策をとっている。重点事項 4－2－3 については、リスク管理に関する規程が未制定である。 重要なリスクについては、臨時理事会で審議している。

2. 追加事項

- ・ガバナンス事務室の設置：常任理事会、理事会、評議員会の運営のほか、理事や評議員への情報提供を行い、ステークホルダー広報を実施。
- ・各ステークホルダーへのヒアリング：卒業生、保護者、学生などへのヒアリングを実施。
- ・中期計画の策定過程の開示：プロジェクトを設け、策定段階から現場を巻き込む。全教職員を対象に経営・財務報告会を実施。
- ・発信：アニュアルレポート等の社会への発信物は、わかりやすさ重視の編集をこころがける。